

○村上市障がい者計画等審議会条例

令和 5 年 3 月 23 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 3 項の規定による障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第 1 項の規定による障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第 1 項の規定による障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、村上市障がい者計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 障害者計画等の策定及び推進に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 商工業関係者
- (7) 医療関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。た

だし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。